**市立大洲病院　院内保育所運営委託業務に係る仕様書**

**1. 設置施設及び規模等**

（１）設置場所：市立大洲病院院内保育所　よつば

（２）規模：141㎡

**2. 保育内容**

（１）定員：20人（うち乳児5人程度）。

（２）保育対象：市立大洲病院職員の乳児及び幼児（児童福祉法で定めた満1歳に満

たない者から小学校就学の始期に達するまでの者）

　（３）保育士配置基準：国の配置基準以上の配置とすること。

　　　　※　施設管理業務等のため１名配置すること。

　 (４) 想定登録園児数

登録園児数は、８名（0歳児１人　１～2歳児7人）とすること。

　（５）保育時間等

①一般保育時間：7時30分から18時30分

②開所日：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く。土曜日は利用が

あれば開所する）

③特別保育：延長保育は毎日20時00分まで実施する。

夜間保育は週1回程度実施する。

一時保育は実施する。

病児病後児保育は実施しない。

④保育給食：市立大洲病院内調理場で当院が準備する。

**3, 運営業務委託に関する基本的な条件等**

（１）児童福祉法等、児童福祉施設最低基準法、関係法令を遵守すること。

（２）認可外保育施設指導監督の指針（平成14年12月25日雇児発第0712005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局）に基づいて保育所運営を行うこと。

（３）児童の事故が発生しないよう安全管理マニュアルの整備万全の対策を講じ、保育施設賠償責任保険に加入すること。

（４）保育の内容は公的保育所と同等程度とすること。

（５）給食は当院が用意するが、おやつは保育所委託業者で用意すること。

（６）運営業務に伴う費用等の負担は次のとおりとする。

①当院にて負担する費用

ア）備品及び消耗品等

イ）保育所運営上必要な水光熱費

ウ）施設、備品の修繕等の維持管理費用

②受託者にて負担する費用等

ア）職員の健康管理及び教育訓練に係る費用

イ）保育所運営上必要な通信費（電話、インターネット代等）

ウ）損害保険料

（７）委託契約に当たり、再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について当院の承諾を得た場合は、この限りでない。

　(８) 当院及び関係機関と連携を図った運営を行うこと。

（９）業務上知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。契約期間終了後も同様とする。

**4, 契約期間**

契約締結日から平成３４（２０２２）年３月３１日までとする。